

## 笑顔でごはんフードパントリー事業 実施要領

- 1 目的 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、生活困窮状態にあるこどもたちや世帯が増加しており、早急な支援が必要であることから、こども食堂等を通じて食料品を届け、必要な支援を行うとともに、事業を通じて安心して暮らせる地域づくりを進めることを目的とする。
- 2 実施期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 3 対象者（世帯） 食料品提供対象世帯は以下のとおりとする。
  - (1) 市内こども食堂、学習支援等を利用する者（世帯）のうち、支援を必要とする者（世帯）
  - (2) コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）、民生委員・児童委員、関係機関・団体等が把握する支援を必要とする者（世帯）
  - (3) その他、社会福祉法人所沢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が必要と認める者（世帯）
- 4 実施内容 フードパントリーを実施するこども食堂等へ本会が食料品を提供し、こども食堂等を通じて対象世帯へ食料品を配布する。なお、実施にあたっては、本会のCSWが連携するものとする。また、必要に応じて、こども食堂等を経由せず直接本会CSWが対象世帯に食料品を配布する。
- 5 実施方法
  - (1) こども食堂等へ食料品を提供する場合  
フードパントリーを実施するこども食堂等が本会に食料品の提供を希望する場合、本会へ「笑顔でごはんフードパントリー実施計画書」（様式第1号）を提出し、実施後は「笑顔でごはんフードパントリー受付名簿」（様式第2号）を提出するものとする。なお、フードパントリーの運営にあたっては、CSWが必要な支援を行う。
  - (2) 対象世帯に直接提供する場合  
こども食堂等を経由せず直接食料品の提供を希望する者（世帯）は、「笑顔でごはんフードパントリー利用申請書」（様式第3号）を本会へ提出し、本会会長は、申請内容を審査し、交付の適否を決定し、交付決定者（世帯）は、食料品受領後に「笑顔でごはんフードパントリー受領書」（様式第4号）を本会へ提出するものとする。
- 6 財 源 所沢市愛の福祉基金（「所沢市愛の福祉基金設置規定」第3条第5項を適用）
- 7 周知方法
  - (1) 市内こども食堂等のこども支援に取り組む団体への通知
  - (2) 本会ホームページお知らせ欄への掲載
  - (3) ボランティアセンター情報配信（メール・LINE配信）
- 8 その他 その他の実施事項は別に定める運用細則によるものとする。
- 9 問合せ先 社会福祉法人所沢市社会福祉協議会 地域福祉推進課  
〒359-1112 所沢市泉町1861-1  
所沢市こどもと福祉の未来館3階  
電話：04-2925-0041 FAX：04-2925-3419